

平成 2 0 年度第 2 回 岐阜県森林審議会議事録

と き 平成 2 0 年 1 2 月 2 2 日 (月)
ところ 岐阜県議会棟第 1 会議室

岐 阜 県

午後1時30分開会

【事務局（瀬上林政課技術総括監）】

今日は、委員の皆様方におかれましては年末の何かとお忙しい中、岐阜県森林審議会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

定刻となり、また皆さんお揃いでございますので、ただいまから平成20年度第2回岐阜県森林審議会を開催させていただきます。

開会にあたりまして、渡辺林政部長よりごあいさつを申し上げます。

【渡辺林政部長】

渡辺でございます。皆様、年度末何かとお忙しいところ、今日はどうもありがとうございます。森林審議会は、前は9月1日に開催させていただきました。今回はまた、揖斐川地域森林計画などいくつかの案件について、ご審議を賜りたいと思っています。今日はその他に単なる審議会だけではなく、いろいろなことも議論しましょうということで、いろいろなテーマをもってやらさせていただいております。今日は県が進めています長期構想、来年3月に最終的に取りまとまるわけでございますが、その現在の案についてご議論していただくわけです。その中で、県全体では少子化の問題とかいろいろなことがあるわけですが、林政部関係では、「県産材出荷額増大プロジェクト」それから「美しい緑と清流づくりプロジェクト」。この2つのプロジェクトをあげておまして、特に「県産材出荷額増大プロジェクト」につきましては、岐阜の木を使っていただく取り組みについて、20万円、新築について今やっておりますが、それだけではなく、内装も視野に入れて進めていきます。あるいは「美しい緑と清流づくりプロジェクト」につきましては、森、川、海、これを連携して考えながら平成22年度に行われます「第30回全国豊かな海づくり大会」、あるいは平成24年度に開催されます「清流国体」を視野に入れながらしっかりと進めていきたい。これは後で説明申し上げまして、ご議論賜りたいと思います。

その他、最近の林政部、森林行政のことで、少し2、3点お話しさせていただきたいと思います。

今、A材、B材、C材などいろいろなことに取り組んでいます。A材は高山市や各務原市に工場を整備しました。B材は、間伐材の中でも曲がり材ですが、それにつきましては先週の金曜日ですね、中津川市の旧加子母村の地内において、セイホクという日本最大手の合板の企業が中核となった地元の協同組合、これは県と森連、施業協会が加入していますが、そういった協同組合方式で約10万m3の木材を使用する工場の起工式が行われました。これは約65億円の工事費の規模でございまして、林野庁等からの2分の1程度の補助金も支給されながらやっています。このモデルにつきましては、岐阜県知事とセイホクの社長などが会談の場をセットしていただくとか、様々な方にこのプロジェクトを支えていただいております。

そして今、A材、B材とききましたが、今度C材、D材、これを何とかしなくてはいけない、ということで、実は12月の県議会でも質問がありましたが、このC材、D材対策を総合的にやろうとしています。まだここで発表できるような事態にはなっておりませんが、実現を視野に入れて計画を進めております。

これは私が勝手につけているのですが、魚で言うならば頭から尻尾までというのがいいかどうか分かりませんが、全部食べ尽くすということで木材を全部利用するという形の事業、プロジェクトを進めていきたい。ということで、今、C材、D材の総合的な利用、12月の補正予算におきましては、たまたま

益田地域で製材工場が出すC材、D材を地元の温泉施設が利用するという地域完結型、地産地消型のバイオマスも予算措置されましたけれども、全体としてC材、D材をどうするか、ということも併せて検討しています。それより何よりも、先ほど言いました合板工場ですが、ここに10万m³の木材を出すために、A、B、C、D一体となって、森林所有者に一元でも還元していく政策を進めております。

それからもう一つ、木育推進員の認定を進めております。木育推進員というのは、森林環境教育の一環ではあるのですが、やはりもっと木の良さを小さい時から、幼稚園や保育園の時から体験してもらおうということで、木育読本を作りまして、もうすぐ配布できると思います。木のおもちゃ、これも今試作品を作って保育園、幼稚園等で使っていただき、我々小さい時に木の玩具を使いましたけれども、そういったものも岐阜県らしい施策として打ち出していきたいということで、木育推進員の方を委嘱させていただきました。いずれも森林文化アカデミーの卒業生の皆さんでございますが、そういった動きもさせていただいております。

林野庁等における動きでございますが、国会、内閣で予算が最終的に固まるわけですが、いろいろな政策が出ているのですが、林野庁の幹部の方と面談させていただきました。C材、D材について、実は林野庁の政策抜きでやっている事例は、東北地域に1カ所あるのですが、林野庁と県の林政部等が合体したモノが一つもないということで、何とかできないだろうか逆にハッパを掛けられており、支援についても惜しまないということも言われています。

また林野庁だけでなく環境省でもCO₂のクレジットの制度がありますし、これは実は内閣府からも出ております。これは制度が入り乱れておりまして、まだ実体がよくわからないのです。そういったことではございますが、県におきましては、6月県議会において、議会の方から議員提案により企業による森づくりについて、二酸化炭素をどのくらい吸収したのかを県が認定することによって、二酸化炭素の吸収分を企業が使うことに足すという、そういう制度が条例で制定され、その第1号がイビデンと締結されました。その第1回の植樹祭が、11月に揖斐川町で行われました。いろいろと進めていますが、まだまだ課題が一杯あります。もう一つ大事なことは財源問題。今、県におきましては四百何十億という財源問題を抱えています。これは全国的な共通問題であるとともに、岐阜県固有の問題でもあります。全国的にどの都道府県も借金の返済額が落ちているのですが、まだ岐阜県は増えている。これは、公共事業を引っ張ってやってきたことなどいろいろと一つの原因ではございませんが、いずれにしても財政問題は正念場に来ています。財政問題を視野に入れながら林業行政を進めていくことが必要です。まったく難しい方程式ではありますが、これは知恵を活用する以外ないわけで、今日は審議事項以外に、知恵とかアドバイスを頂ければと思います。少々あいさつには長くなりましたが、最近の状況を申し上げます。よろしくご審議の方を賜りたいと思います。

【事務局（瀬上林政課技術総括監）】

本日は、岐阜県森林審議会委員15名中、12名の方のご出席をいただき、岐阜県森林法施行細則第17条第2項に定める会議の定足数である過半数に達しておりますので、本日の審議会は有効に成立いたしましたことをご報告いたします。

次に審議会の進め方でございますが、当審議会は審議内容の公平性・透明性の確保という観点から公開により行うこととしております。また審議会の概要、出席者名簿等につきましても、情報公開制度または公文書自由閲覧制度により公開されますので、委員の皆様方のご理解とご協力の方をよろしくお願い

いたします。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。事前にお配りしました資料は、次第とこのカラーの資料、あと資料ナンバーがふってあります1から7の資料。それから参考資料を送らせていただきました。今日のお手元には、配席図と資料6。これは前回送ったものの一部差し替えをお願いするもので、今日お手元にお配りした資料6の方をご覧いただきたいと思います。資料等各委員さん、ございますでしょうか。

それでは、岐阜県森林審議会運営内規第3条によりまして、会議の議長につきましては会長が務めることになっておりますので、会議の進行を林会長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【林会長】

それでは、本年第2回目の岐阜県森林審議会を開催させていただきます。お手元に配布されています議事、次第に従いまして議事進行をやらせていただきます。なお終了時刻を3時50分に予定していますので、よろしくご協力の程お願い申し上げます。それではこれより議事に入ります。まず岐阜県森林審議会運営内規第8条の規定により、本日の議事録署名者には、三島委員を指名させていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、1番目の議事に入ります。本日の審議事項の諮問文を事務局から朗読を願います。

【事務局（瀬上林政課技術総括監）】

それでは、朗読させていただきます。

林第649号

平成20年12月16日

岐阜県森林審議会会長 林進 様

岐阜県知事 古田肇

平成20年度第2回岐阜県森林審議会に係る諮問について

下記事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

- 1．森林法第5条第1項に基づく揖斐川森林計画区の地域森林計画の樹立について
- 2．森林法第5条第4項に基づく木曽川森林計画区、宮・庄川森林計画区、長良川森林計画区、飛騨川森林計画区の地域森林計画の変更について

以上でございます。

【林会長】

それでは、ただいま朗読いただきました諮問文に従いまして議事を進めます。初めに議第1号 揖斐川森林計画区の地域森林計画の樹立について並びに木曽川森林計画区、宮・庄川森林計画区、長良川森林計画区、及び飛騨川森林計画区の地域森林計画の変更について、上程したいと思います。

それでは議第1号 揖斐川森林計画区の地域森林計画の樹立について、木曽川、宮・庄川、長良川、飛騨川各森林計画区の地域森林計画の変更について、事務局より説明をお願いします。

【事務局（山崎林政課森林調査担当技術課長補佐）】

森林調査を担当しております山崎と申します。それでは座って説明させていただきます。

第12次揖斐川地域森林計画書について説明させていただきます。今、画面に映っている山でございますが、標高1,257mの冠山でございます。冠山は山頂部が岩の山になっておりまして、県内でも珍しい山でございます。ちなみに揖斐川計画区の最高峰は1,617mの能郷白山でございます。最初に森林計画制度の体系についてご説明申し上げます。日本の森林林業関係の最上位の法律は森林・林業基本法でございますが、これは平成15年の7月に全面改正しておりますが、法律の第11条で定めることになっておりますが、一番上の四角にあります森林林業基本計画でございます。これは平成18年の9月に策定されまして、長期的かつ総合的な施策の方向性を示すものでございます。それを受けまして森林法の中で森林計画制度というものが定まっているわけでございますが、森林計画の最上位にあたります全国森林計画がございまして、森林法の第14条で定まっております5年ごとの15年計画でございます。ちなみに今年度は全国森林計画の5年ごとの改訂時期にあたっておりますが、国の方は10月の末に閣議決定をされまして、全国森林計画が策定され、平成21年度からスタートいたします。全国森林計画の下にぶら下がっておりますのが、今回樹立いたします地域森林計画で、森林法第5条に基づく5年ごとの10年計画でございます。右側にございますが国有林につきましても、同様に国有林の地域別の森林計画というものを第7条に基づき策定されます。

地域森林計画の下にぶらさがっておりますのが、市町村森林整備計画でございまして、森林法第10条の5に基づきまして、これも5年ごとの10年計画で策定されます。さらにその下に森林所有者が、これは任意の計画ではございますが、自発的に策定する造林や伐採に関する5年間の計画ということで森林施業計画、これは森林法第12条に基づきまして、策定が可能な5年間の計画になっております。ちなみにこの全国森林計画、上から2つめの四角でございますが、全国を44の広域区域に分けてございます。岐阜県につきましては、木曽川流域と神通・庄川流域の2つの流域がございまして、今回の揖斐川地域森林計画につきましては、広域の木曽川にあります。岐阜県では木曽川、長良川、飛騨川、そして揖斐川の4つの計画区に細分しておりまして、その一つということになります。この計画制度は昭和38年から始まっておりますが、ちょうど今年で丸45年になったところです。

続きまして地域森林計画書の構成の見直しということですが、平成18年の長良川地域森林計画からこのようなスタイルにしております。従前は森林法の項目に従い作っておりました計画書ですが、岐阜県では森林づくり基本計画を施策の中心としております。その関係もございまして計画書の中身を第1部と第2部に分けまして、第1部で岐阜県の森林づくりの基本方針を示しまして、第2部で本来の地域森林計画の内容を示しております。

では第1部、岐阜県の森林づくりの基本方針について説明をいたします。岐阜県では2006年5月に岐阜県森林づくり基本条例を施行いたしました。その中で基本理念といたしまして「長期的展望と県民協働による持続可能な森林づくり」というのを掲げまして、3つの方針としまして「健全で豊かな森林づくり」、「林業・木材産業の振興」それから「人づくり仕組みづくり」という3つの方針を掲げております。この条例に基づきまして平成19年度を始期とします5カ年計画「岐阜県森林づくり基本計画」を策定したところであります。

続きまして、森林の機能と森林づくりの方向性ということでございます。これは昭和52年からになり

ますが、森林の機能というものに注目いたしまして、山地災害防止、水源かん養、木材等の生産、保健文化それと生活環境保全、この5つの機能を森林の基本的な機能として位置づけまして、岐阜県の場合は138万坪の小班で森林を管理しております。それぞれについてこの5機能区分というものを評価して施策を進めております。最近では、生物多様性ですとか地球温暖化防止といった機能にも注目が集まっております。それで今申し上げました5機能区分は昭和51年から始まった森林の機能の考えでございますが、先ほど申し上げましたように平成15年に森林・林業基本法が全面的に改正されまして、その中で森林の多様性の発揮ということに特に注目が集まりまして、基本法の中では森林を3つの区分にゾーニングに分けて考える、というように変わってきております。その3つの区分といたしまして、水土保持林、それから森林と人との共生林、資源の循環利用林、この3つの区分にゾーニングして施策を進める、というように方向性が変わっております。県の基本計画と今申し上げましたゾーニングの関係でございますけれども、森林・林業基本計画につきましては、左下の3つの柱になっておりますけれども、県の基本計画では左側の水土保持林にあたるものが災害に強い森林づくりということで、全ての森林が災害に強い森林づくりで、一番のベースになっております。その中に人との共生林にあたりますのが環境保全を重視した森林づくり、資源の循環利用林にあたりますのが木材生産を重視した森林づくりということで整合性を保っております。

続きまして、第2部第1章計画区の概要について説明いたします。ここで訂正をお願いいたします。資料1-1の8ページになりますけれども、(1)3つの地域からなる計画区という一番頭のところでございますが、本文の2行目で西濃大垣地区(大垣市、海津市、不破郡、養老郡、安八郡)というようになっておりますが、大垣を取っていただきまして西濃地区に、それから次の西濃地区(揖斐郡)となっておりますが、西濃地区を揖斐地区に変えていただきたいと思います。これは私どもの手違いでございまして、各地域名は県の現地機関の頭の部分を取って表示してございまして、左の西濃大垣地区とか西濃地区というのは旧来の農山村整備事務所のあった時の名前を使っております、青い右側の方が新しい地区名になっております。12ページ以降につきましても同様なことでございますので、そのような読替をお願いしたいと思います。

では、計画区の自然的背景について説明いたします。揖斐川計画区はご覧のように県の西部、緑色に塗ってありますこの区域でございまして、特徴といたしましては県の平均降水量が年にもよりますが、大体1,600ミリから1,700ミリが県の平均降水量でございますが、それに対しまして揖斐川計画区は大変雨の多いところでございまして、例えば根尾の樽見ですと3,000ミリを越えています。一番少ない大垣でも2,000ミリ近いということで、非常に多雨な地域となっています。平均気温につきましては、計画区の北部と南部では3度から4度の差があります。

続きまして、社会経済的な背景でございます。計画区の人口でございますが、約50万人の人口がありまして、県下の24%を占めております。南部の都市部に人口が多く、山間部ほど高齢者の割合が高くなっております。それから産業別就業者数につきましては、第1次産業に1万1千人ほどが従事しております。内訳としましては、濃尾平野、農耕地帯を抱えているということで、大半の方が農業者です。第1次産業の割合は県平均で3.7%でございますけれども、この西濃、揖斐川計画区につきましては4.4%と県平均を上回っております。但し林業従事者につきましては133人ということで、県平均が0.12%と、もともと少ない割合ですけれども、その半分以上の0.05%ということでございます。林業者の少ない地域になっております。

続きまして、森林等の状況についてですが、揖斐川計画区につきましては森林面積が13万1千ha、これは県下の森林面積86万4千haに対しまして15%にあたっております。特徴としましては、内訳として国有林が1万1千haとなっておりますが、県平均の国有林の割合が21%であることに對しまして、この揖斐川計画区では8%ということで国有林が少なく民有林が多くなっております。森林率につきましては、濃尾平野を抱えているということで71%、県平均の81%より10ポイントも低く、県下で最も森林率の低い計画区となっております。13万1千haの森林のうち、この計画の対象となっております対象民有林は12万haとなっております。

続きまして樹種別の森林面積でございますが、前を見ていただきますと紫がヒノキになっております。左側が県下全体の数字で右側が揖斐川計画区です。ヒノキにつきましては27%に対して計画区が18%と9ポイント低くなっております。同様にマツ類は9%に対して揖斐川計画区は4%と5ポイント低くなっております。その分ピンク色の広葉樹の多い地域ということで、人工林率も県平均の45%に對しまして、この計画区は36%と、宮・庄川の33%に次いで人工林率が低い地域となっております。

続きまして、森林の所有構造でございますが、絵が小さくて申し訳ないのですが旧の緑資源機構、あるいは森林公社、木曽三川水源林造成公社といった、いわゆる機関造林と言っていますが、その割合は県平均7%に対して揖斐川計画区では14%となっております。それから記名共有につきましては、県平均12%に對しまして21%と非常に多くなっております。ということで揖斐川計画区は個人の持ち山が少なく、いわゆる部落山といえますか入会山といえます慣行的な共有林が多い地域となっております。所有規模別には県平均とほとんど大差ない割合となっております。

続きまして、林道、森林技術者、特用林産物の状況について説明します。林道網の整備状況ということで、県平均が14.3m/haであることに對して揖斐川計画区では9.3m/haということで7割弱程度となっております。整備計画の達成率につきましても、県平均75%に對しまして65%と少し低い割合となっております。森林技術者につきましては、先ほども申し上げましたが森林組合で79名、会社関係で52名ということで森林技術者が少ない地域となっております。特用林産物につきましては、ご覧のように紫色に見えますが、生シイタケになっておりますけれども、県平均に對して揖斐川計画区では圧倒的に生シイタケの生産が多い地域となっております。

続きまして、保安林配備状況、自然公園等についてですが、これにつきましても揖斐川計画は非常に特徴がございまして、県下の民有保安林の割合は35%なのですが、この計画区では52%と6万3千haほどを占めています。特に本巣市につきましては面積の6割ほどが保安林になっております。自然公園につきましては、ご覧のような公園等がございまして、この中で県立自然公園の千本松原につきましては森林区域ではございません。

第2部第2章計画の対象とする森林の区域について説明をします。市町村別の民有林面積でございますが、前の画面が小さくてご覧になれない方もいらっしゃると思いますが、計画区の対象民有林は12万47.31haとなっております。これは前回の第11次の計画と比べまして、1,350haほど減となっております。その大半は徳山ダムの完成に伴うもので、950ha強がダムの湛水域となるということで、大幅な減となっております。

第2部第3章森林整備及び保全方針について、説明申し上げます。まずゾーニングということで、先ほども説明させていただきましたが、現在は森林・林業基本法に改正に伴いまして、3つのゾーンで物事を考えています。揖斐川計画区につきましては、水土保持林が11万5千haで95%、森林と人との共生

林が4千haで4%、資源の循環利用林が1千haで1%という割合となっております。ゾーニングの区分方法については、特に細かいご説明は申しませんけれども、標高、積雪深とか、先ほど説明申し上げました5機能区分等から最終的には市町村の方で決定されて、県の地域森林計画に反映いたしております。

水土保持林につきましては、ご覧のようにポンチ絵がございませうけれども、望ましい森林の姿として特に下層植生の発達を促すということが挙げられます。森林でない土地と森林である土地とでは水の染みこむ水源かん養機能が2倍から3倍くらい違う、あるいは土地の流出についても、崩壊地と森林とでは307トンと2トンで、150分の1ということで、森林のもつ水土保持機能がいかに重要かと言えるかと思えます。

森林と人との共生林ですが、主に樹種の多様性、それを増進することを基本として、野生生物等の生活の場という生態系の維持ということが重点に挙げられております。

続きまして、資源の循環利用林につきましては木材生産ということで、樹種とか径級が多様な林地の育成、さらに施業の団地化でありますとか、効率的な整備の推進ということでございます。

一つ飛ばしまして、施業を特定すべき森林ということで、3つのゾーニングのうち、水土保持林と森林と人との共生林については、市町村森林整備計画の中で決めるものでございませうけれども、施業を特定すべき森林というものがございませう。特に水土保持林の複層林施業、長伐期施業につきましては、各市町村で区域が設定されております。

第2部の第4章森林整備基準そして第5章の個別計画について説明していきます。森林施業の方法ですが、ポンチ絵が書いてございませうけれども、例えば真ん中の育成複層林で言いますと、前生樹が針葉樹であつたり広葉樹であつたりするわけですが、そこをある程度間引きをする、針葉樹であれば間伐して、ということでその下に植栽したり、あるいは広葉樹林であれば種が生えやすいように地表を掻き起こしということで活着しやすいような作業をしまして、二段林や多段林のような樹種構成に持って行く施業でございませう。天然生林につきましては、そのまま禁伐ということもございませうし、不用木等を除去しまして、その下に種が落ちたりすることで天然林木を活用しながら良い方向へ持って行くという施業でございませう。

続きまして森林の立木竹の伐採に関する基本的事項についてですが、今のポンチ絵でもありましたように育成複層林、天然生林施業ということで、育成単層林につきましては、施業の長期化、長伐期化というようなことを念頭においてございませうし、育成複層林につきましては、上層木の適切な伐採でありますとか、あるいは伐採箇所の分散ということに注意を払います。天然生林につきましては、自然条件を踏まえて、これも樹種や林分構造を勘案しながら進めるということになっております。

続きまして立木の標準伐期齢に関する指針でございませうけれども、揖斐川につきましては、北部の旧の春日村、久瀬村、藤橋村、坂内村それから旧の根尾村というやや寒冷な地域、それ以外の地域というふうに2本立てで分かれております。スギですと南部につきましては35年を標準伐期齢、北部につきましては40年というような設定をしております。この標準伐期齢といひますのは、平均生長量、その年の生えている木の蓄積を、林齢で割った時の数字でございませうので、その平均生長量が最大となる林齢を基準に、その地域の平均伐採林齢を考えて定めているものでございませう。長伐期施業につきましては、その標準伐期齢を2倍してそれから10引いたもの、例えばスギの35年であれば $35 \times 2 - 10$ ということで60年というのが長伐期施業の平均的な伐採林齢というような設定をしております。(3)の主伐を見合わせるべき立木の樹種別の林齢でございませうけれども、これは連年生長量と言ひまして、その年と前の年との

生長量の差でございます。その差が最大となる林齢を基準に、5の倍数で示したものです。逆に言いますと例えばスギですと20年となっていますので、20年以降に利用していきましようという林齢でございます。続きまして（4）の伐採立木材積の計画量でございますが、これは10年間の伐採の計画量で、この揖斐川地域では25万9千m³となっております。これは前回の11次の計画では26万1千m³でしたので、ほとんど横並びの数字となっております。

造林に関する基本的事項ですけれども、造林については適地適木というのを基本にしております。ご覧の色塗りがしてあるものは最深積雪深で、それによると造林樹種の区分ということで、1mを越える地域では耐寒性、耐雪性に強い樹種を植えます。積雪深が1.5mを越える地域ではヒノキの造林を避けます。積雪深が2.5mを越える地域では、人工造林を避け広葉樹を中心とする、主に天然生林施業を図るようになっております。なお、旧の徳山村の区域が50cm未満となっておりますが、これはデータ不足によるもので、実際には1mを越え150cm、一番北部ですと150cmを越えるような状況になっていることをご理解いただきたいと思います。

続きまして、冠雪害危険度マップということで、当然積雪の多いところでは、冠雪害というのが非常に心配になるわけです。特に人工林では形状比ということがありますけれども、樹高を胸高直径で割った数字でございますけれども、これが70とか80以上になると、非常に雪折れがしやすいということで、その雪折れが発生しやすい区域というのが青色で塗ってある部分でございます。北部の方につきましては、非常に雪が着雪しにくい、さらさらの乾いた雪ということで、逆に中途半端に湿性な雪となる地域で冠雪害が起きるとということで、どちらかという中間的な地域で色塗りがされております。

続きまして、造林の標準的な方法でございますが、人工林の植栽本数については、下が1千本から上が5千本までという、いわば幅広な本数の設定となっております。1千本というのは、複層林の下層の部分で、下層植栽を意識した数字でございます。（4）でございますが、伐採跡地の更新に関する指針ということで、昨年からでございますが、人工造林を伴うものは、伐採後2年以内に更新しなさい、という基準となっております。但し、択伐によるものは伐採後5年以内に更新をして、その段階で例えば樹冠が閉鎖されていなければ、樹下に植栽をするということになっております。天然更新についても、伐採後5年以内に更新状況を確認いたしまして、もし十分な更新がされていない場合は植栽をしたり、あるいは地表の掻き起こしとか補助作業をするようになっております。この基準に基づいて、市町村が受理しました伐採届、その中で植栽の指導をしていくというようになっております。（5）人工造林、天然更新別の造林面積の計画量でございますけれども、人工造林については、10年間で384haということで、前回の計画が197haでしたので、約2倍の計画量となっております。樹下植栽につきましては、251haで前回は525haでしたので半分ほどになっております。それから天然更新については1,018haで前回は636haでしたので1.6倍の数字となっております。このあたりはいずれも全国森林計画から割り戻した数量となっております。

続きまして、間伐及び保育に関する基準でございます。スギ、ヒノキそれぞれございますが、いわゆる心持柱材というものを意識しまして、間伐時期の標準を示してございます。3回の間伐をしまして、最終的には1,100本とか1,200本というヘクタール当たりの本数にもっていきこうという計画になっております。（2）の間伐立木材積の計画量は、今回は89万9千m³となっております。前回は87万8千m³でしたので、これもほぼ横ばいの数字ということでございますが、国の全国森林計画の方は前回の計画に比べまして1.4倍ほどとなっております。これは、県の基本計画の方で大きな数字を掲げており、それに合

わせて地域森林計画についても前計画から既に大きな計画量を掲げていたためで、1.4倍してきた国の計画量に合わせても、県の方は前回とほぼ横並びの数字で収まってしまったということです。

続きまして、間伐の実施に関する指針の、先ほどはいわゆる柱材の中でも心持柱材を意識した間伐でしたけども、これは大径材生産、長伐期に持って行った場合の間伐ということで、全部の5回の間伐を行いまして、最終的には500本とかその程度の本数にもっていく計画になっております。

保育については、下刈、つる切り、除伐、枝打、雪起こしそれぞれございますが、それぞれスギやヒノキに生長に合わせて、下刈ですとスギは5年、生長の遅いヒノキは6年というふうに基準が定められております。

続きまして、流木災害監視地域でございますが、これは県独自の地域設定ということで、平成11年あるいは平成12年に豪雨災害がございまして、この時に立木が長いまま流れてダムに貯まったり、あるいは富山湾まで流れ、大変甚大な被害を及ぼしたということで、そのような流木災害を防ごうということで、特に重要な区域ということで指定をしたものでございます。揖斐川につきましては2万9千137haを指定しておりまして、指定面積は24%となっているわけですが、県平均では34%指定しておりますので、揖斐川地域は若干、流木災害監視地域の面積が少ない地域となっております。流木災害監視地域というのはいろいろな方策を挙げているわけですが、一番特徴的なのは下から2段目の間伐の標準的な方法ということで、溪流沿いの林分を強度に間伐する、それから林地残材は伐ったままにしておかず、林外へ搬出するというのが流木災害監視地域における指針の特徴となっております。

続きまして、林道の開設に関する事項でございますけども、それぞれ新設、改築、改良、舗装ということで数字が上がっております。今現在で9.7m / haで計画期末には1mほど増えて10.6m / haとなる計画でございます。ただこの林道の計画量については、国補助採択の関係で地域森林計画に路線名が挙げられていないと採択にならないということで、路線の頭出しを意識した計画になっている関係で、第11次の前期分の実行量につきましては、お手元の資料の1-2の73ページから79ページまで数字が、実行量が並んでいますけども、林道につきましては76ページにございます。これを見ていただければわかりますように、開設とか改良につきましては2割ちょっと、改築と舗装につきましては4割、5割ということで、計画量に対して実行量がやや低いというところになっております。繰り返しになりますけども、あくまでも頭出しを意識した計画でございます。

続きまして、保安施設に関する事項ですけれども、これは治山事業における基本方針でございますが、揖斐川におきましては本年度も9月の2日から3日に豪雨災害が起きましたが、治山工事が重要な地域です。ご覧の(3)ですけれども治山事業の計画量としまして11次の計画に対しまして40カ所増加した188カ所という数字を掲げております。上段(2)の保安林につきましては、現状が6万3千haですけれども、それに2千500haほどを増加した数字、もっぱら災害防備で増やそうという計画になってございます。

森林施業の合理化に関する事項ですが、ここは森林管理システムの構築、特にここは市町村森林管理委員会の設置等を考えていますが、各市町村の状況に応じた森林管理を行っていただくというものになっております。それから森林施業の共同化の促進では、施業の団地化ということで、今県で進めています森プロなどはこのあたりに入ります。続いて林業に従事する者の養成及び確保についてですが、例えば施業プランナーの養成ですとか、人材育成研修を行っております。林業機械の導入につきましては、高性能林業機械の導入促進ですとか、機械化作業システムの目標を定めることとしております。作業路等の整備につきましては、低コストあるいは作業の効率化ということで、これも森プロなどを中心に実

証的に進めているところです。林産物の利用の促進につきましては、中津川市で起工式が行われましたセイホクの合板工場ということで、B材とかC材あたりの利用、生産流通システムの確立というものを掲げております。

揖斐川につきましては以上でございますが、続きまして木曽川、宮・庄川、長良川、飛騨川の計画変更につきまして、説明をさせていただきます。

変更に関しましては、4つの計画区ともにほぼ同じような共通的な変更点でございます。1番の森林面積としましては、道路建設でありますとか、あるいは宅地化等による森林以外への転出、逆に官行造林地が解除されて民有林に戻ってきたということで森林への編入ということも反映して森林面積を整理しております。

伐採・造林計画につきましては、全国森林計画の樹立に伴いまして、それからの割り振り量を各計画区に割り当てまして見直しております。

3番と5番の林道整備計画、治山計画につきましては、災害等に基づきまして優先度の変更などで計画を見直しております。

4番の保安林の指定解除につきましては、全国森林計画の樹立に伴いまして見直しております。

6番の特定保安林につきましても、特定保安林の指定に伴いまして要整備森林を計上したものでございます。

木曽川で説明させていただきますが、木曽川の場合ですと（ ）書きの方が旧の数字、裸書きの方が新しい数字ということで、面積にしますと対象民有林は8haほど増えております。伐採計画につきましても主伐の量が旧の415m³に対しまして変更で291m³に落ちております。間伐については増減ございません。造林計画につきましては、人工造林は変更無し、樹下植栽は先ほども申しましたけれども、全国森林計画の変更に伴いまして数字を割り戻しております。従来、県計画では変更前は1,636haという大きな数字を掲げておりましたが、全国森林計画の割り振り量を勘案するとともに、あるいは実際の実施量がほぼ400程度で推移しているということで、それに改めております。天然更新につきましては548haから603haへ微増しています。林道計画につきましては、新設は変更無し、改築は若干の減、改良につきましても2カ所の減、舗装はトータルでは変更ございませんが、前期と後期で変更がございます。治山計画につきましてもトータルでは変更はございませんが、前期と後期で1カ所ずつ変わっております。特定保安林につきましては、要整備森林で若干の増となっております。

以下、同じようなことで、宮・庄川、長良川、飛騨川それぞれが数字を変更しております。計画書につきましては以上でございますけれども、最後にこの森林計画につきましては、森林法第6条第1項に基づきまして公告縦覧という制度がございます。この揖斐川地域森林計画の樹立、それから4つの地域森林計画の変更結果につきましては、10月31日から11月30日まで1ヶ月間縦覧を行いました。その結果につきましては、特に意見はございませんでした。それと同じく森林法第6条第3項に基づきまして市町村長の意見を聞くということになっておりますが、これにつきましても全ての市町村から意見なしということでいただいておりますので、付け加えさせて報告させていただきます。説明は以上でございます。

【林会長】

どうもありがとうございました。特に揖斐川については詳細に説明をいただきました。質疑、ご意見

等ありましたら自由にご発言いただければと思います。

何かございませんでしょうか。

計画量の達成ということが申し上げられたのですが、森林計画ですからそれを担う人の計画ではないのですが、この計画区におけるそれを担っていく組織、主体についてはいかがでしょうか。

【臼井森林整備課森林組合・担い手担当技術課長補佐】

今、説明がありましたが揖斐川森林計画の概要の7ページのほうに、森林技術者数の記述がございます。それでこの地域につきましては、主に2つの森林組合を中心に民間事業体を含めまして140名ほどの技術者がございます。この地域は県全体の1割ちょっとの技術者を抱えていますが、特に施業の集約化等が遅れている地域ですので、今後は県の現地機関等におきまして施業プランナー等の育成を進めていきたいと思います。

【林会長】

長良川森林計画区でも動きもありましたが、最初揖斐川森林計画区だったと思いますけれども、民間業者と森林組合とが提携して作業道の入れ方、間伐率の向上、間伐材の林外搬出等最大限の利用、そういったパイロット的な動きがあったと思うのですが、22ページの林業事業体の体質強化、これは森林組合のGIS等による効率化と書いてありますが、高性能林業機械の導入促進ですとか、こういったことがモデル的に、確か揖斐川森林計画区であったと思うのですが、やられた経緯があります。その後そういうモデルを計画区内ではどのように拡大しているのか、あるいはその後の経緯、モデルの果たした役割についてご存じでしたらお願いします。

【森林政部次長】

現在、岐阜県では健全で豊かな森林づくりプロジェクトを平成19年度から始めております。この揖斐川流域につきましては、昨年揖斐郡森林組合が揖斐川町谷汲地内で取り組みを始めております。先日もここに見えます三島委員をはじめ、いわゆる森プロの審査委員の方々に現場を見ていただいております。その結果は、まだまだ不十分、技術的な問題、それから集約化への取り組みというものも不十分で、組合としても組合全体で取り組んでいく必要があるではないかという指摘もございました。こういう動きを揖斐郡森林組合ばかりでなく、やはり西南濃森林組合、この揖斐川流域のみならず全県的にまだまだしっかりやっていく必要があるだろうというように理解しております。2年経ちまして、意欲というのが現場でかなり強くなってきていると、それから目的がはっきりしてきたというのが大きな成果ではないかと思います。これも時間をかけていく必要があると思います。

【林会長】

特に谷汲ですとか、揖斐川森林計画区は全体に雨量が多いですね。奥地だけでなくモデル的に高性能林業機械を導入している時の作業道の付け方、間伐木の選定の仕方、全ての作業道は永久的なものではないのですから、土砂の流亡を防ぐための線形の取り方とか、特に作業道がカーブする時の路面の傾斜ですとか、伐った伐根の利用の仕方とか、残す木の取り方とか、結構いろいろな問題が発生しそうだと現場でそのようなことを感じたのです。その後幸いに豪雨災害が起こっておりませんので、どのように

モデルで作った作業道が復旧しているのか、植生回復がどのように進んでいるのか把握はしておりませんが、かなり強度に間伐されておりますので、林床の安定、それから植生回復、将来的には樹下植栽というものを計画されていくと思うのですが、災害に強い森林づくりということと、森林施策への理解との連携が重要かと感じました。

【河内委員】

一つ質問なのですが、説明の中で全国森林計画から割り戻した数字という説明がございましたが、要するに岐阜県全部に入れて、そこから地域ごとに落としているということなんですか。それとも、それぞれの地域の特徴があって、そこでどういう数字を出さなくてはいけないかということですか。

【山崎林政課森林調査担当技術課長補佐】

全国森林計画は日本を44に分けて、その中でこの揖斐川計画区については、木曽川という広域の流域になります。例えば伐採に関して言いますと総数で2,340万m³という数字が木曽川全体であります。木曽川の計画区には、岐阜県と愛知県がございまして、国の方からその内の岐阜県分だけの数字の割り振りが、岐阜県ではこれだけの数量をこなしてくださいという数字が参ります。これを木曽川につきましては、岐阜県ではさらに細分しまして、木曽川、飛騨川、長良川、揖斐川の4つの計画区がございまして、それぞれの資源量等から見合った数字を割り戻しております。大元の数字は全国森林計画から岐阜県へ割り当てがあって、それを各計画のスギやヒノキの面積とかを勘案しながら数量を割り振っているということです。

【河内委員】

それに対して実績というものが出てくるわけですね。計画量というものは、実現可能な数字だということですか。

【山崎林政課森林調査担当技術課長補佐】

先ほど申し上げました資料1-2の実行量が、前回の11次の計画の実行量の表が73ページからありますが、それでいきますと伐採では100%を越えた実行量を確保できていますので、そういう意味では実行可能な数字であると認識しております。ただあくまでも国が進める日本全体の数量があって、それから下位計画に割り当てが来ているということで、下から実効性を検討して積み上げていった数字ではないということです。

【河内委員】

そういうやり方が一番ふさわしいということなのですね。

【山崎林政課森林調査担当技術課長補佐】

国が作る計画を県に下ろしてくるというか、上意下達的な計画の制度となっておりますので。県としては岐阜県森林づくり基本計画がございまして、そういうものを地域森林計画へも反映しながら施策を地に足を付けながら進めていくということでございます。

【高橋委員】

先日の9月の豪雨をみましても、山が大変荒れています。旧久瀬村の小津谷から揖斐川の檜原谷、足内谷すべて、ものすごく荒れました。その中で計画されても、すぐに道が壊れて今年1年ダメですとか、工事できませんよとかいうことになるのです。私も足内谷の国有林をやらせていただいたのですが、1年間待ちましたけれども全然ダメでした。今回もまた1年間待たなければならないかなと思うのです。こういう計画を作っていただくのですけれども、災害にどうしたらいいかということをお願いしたい。それから急峻ですから機械がまず入らないという山が多いです。今回の谷汲は広くて大変いい所なんですけれども、例えば久瀬村とか春日村に入りますと大変厳しいかと思います。ですから現場に合った施策をお願いしたい。施業をする方の育成をしていただかないと、機械、機械ばかりではないと思っていますから、やはり現場にあった施業の仕方、木の出し方をお願いしたいと思います。

【林会長】

揖斐川森林計画区というのは、考えてみると非常に難しい計画区であるかなと思うんですね。例えば坂内の上の方へ行くと、計算している生長量が果たして確保できるのかなと疑問に感じたことが多々あるのですけれども、トータルとして平均すればこのような数値を確保できるかと思います。間伐なんかは、初期の計画どおりの蓄積量が林齢に応じて確保できているかどうか、疑問に思うところもありますね。

【伊藤委員】

説明にありました、立木の標準伐期齢ですが、ヒノキで45年とかいろいろとあるわけですが、スギの35年という数字があるわけですが、地域によっては30年で伐採できるような木があろうかと思います。実はどういうことかと言いますと、スギだったら30年もすれば中目材の木材がとれ、1代で1回ないしあるいは2回伐ることができるというようなことで、もう少し地域によっては30年くらいの伐期齢で伐ってもいいのではないかと個人的には思うわけです。中には35年経っても細くまだ20年くらいしか経っていないのではないかなと思うような木もあるわけですが、スギの結構条件のいいところだと、中目あるいは30cm以上大きくなるような木もありますし、それからセイホクさんもこれからずっと続くわけですから、そういう意味から言ってももう少し伐期齢を下げて、そしてそれを出荷させれば、山を育てる方も楽しみがあるのではないかと思います。

【山崎林政課森林調査担当技術課長補佐】

標準伐期齢というものは、これ以上でないと伐ってはいけませんという林齢ではなく、あくまでも目安ですので、地域によっては、スギは35年ではなく30年でも構わないということになります。主伐を見合わせるべき林齢ですが、スギは20年としています、20年以上であれば主伐的な利用間伐になるかもしれませんが、適用できますという目安です。いずれにしても決めたものではなく、目安ということでご理解いただきたいと思います。

【伊藤委員】

伐採の許可は30年でも出していただけるということですね。

【山崎林政課森林調査担当技術課長補佐】

保安林につきましては、標準伐期齢で許可しておりますので、保安林については35年でないと伐れないということになります。普通林については30年でも可能です。

【林会長】

そういったところは明示されていまして、森林経営学では非常に重要なところですよ。標準伐期齢は計画概念で、伐採林齢に相当するようなものは経営概念でありますし、私どもは利用伐期齢と呼んでおります。その辺は普通林ではかなり重要度が高いですし、むしろ積極的に伐採・更新を繰り返していくということが林業の活性化に繋がる。保安林に対する施業要件は確認していただければいいと思います。

それでは、一応質疑が終わりました。議第1号揖斐川森林計画区の地域森林計画の樹立について、並びに木曽川、宮・庄川、長良川、飛騨川森林計画区の地域森林計画の変更につきましては、原案のとおり決定することを適当と認めることを議決してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは議第1号につきましては、原案のとおり決定することを適当と認めるというように答申いたします。ここで答申文を作成しますので、しばらくの間休憩いたします。14時55分に再開したいと思いますのでよろしくお願いします。

〔休憩・答申文案配付〕

それでは、議事を再開します。まず事務局より先ほどの議第1号の答申文案の朗読をお願いします。

【事務局（瀬上技術総括監）】

それでは、朗読させていただきます。

（案）

岐森審第11号

平成20年12月22日

岐阜県知事 古田 肇 様

岐阜県森林審議会会長 林 進

地域森林計画の樹立及び同計画の変更について（答申）

平成20年12月16日付け林第649号をもって諮問のありました下記について、原案のとおり決定することを適当と認めます。

記

1. 森林法第5条第1項に基づく揖斐川森林計画区の地域森林計画の樹立について
2. 森林法第5条第4項に基づく木曽川森林計画区、宮・庄川森林計画区、長良川森林計画区、飛騨川森林計画区の地域森林計画の変更について

以上でございます。

【林会長】

ただいま朗読していただきました内容でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしということで確認していただきました。それではこの内容で答申することといたします。本日の議題はこの本件のみでございます。本日の審議事項はこれで無事終了となりました。どうもご協力ありがとうございました。

引き続きまして、報告事項に入ります。林地部会の審議状況等につきまして林地部会長から報告をお願いします。

【木村林地部会長】

木村でございます。それでは報告させていただきます。林地部会につきましては昨年度1月30日、今年度は5月19日及び7月29日の計3回開催しまして、林地開発許可事案について2件、それから保安林解除事案について2件の審議を行いました。審議の結果これら4件とも森林法の規定に照らして支障がないものと認めるとの答申をいたしました。なお詳細につきましては、事務局から説明いたします。

【事務局（竹内治山課長）】

治山課の竹内でございます。事務局の方からご報告させていただきます。お手元の資料6の1ページ、岐阜県森林審議会林地部会の審議状況等についてご覧ください。こちらに森林審議会林地部会に諮問する基準等がございます。新たに開発する森林面積10ha以上の林地開発事案、それから転用面積が1ha以上または採石場などに関する保安林解除事案について、林地部会に諮問することとなっております。

2ページには審議会の内規が添付してございます。審議状況をこの総会で報告することとなっております。報告する期間ですけれども昨平成19年12月から今年の11月までの林地部会の審議状況についてご報告します。

3ページから6ページにかけて、林地部会で審議した4件についての答申文の写しがございます。

まず1件目ですけれども、1月30日に開催されました林地部会におきまして、揖斐川町谷汲長瀬地内における土石等の採掘に伴う林地開発許可について審議していただきました。この事業地は石灰石を採掘するとして、新規の林地開発許可申請がなされたものであります。

2件目でございますけれども、5月19日の林地部会におきまして、美濃加茂市三和町地内及び加茂郡川辺町鹿塩地内における研究開発施設用地の造成に伴う林地開発許可について審議していただきました。この事業地は、事業者が自動車用のテストコースを造成するとして、新規の林地開発許可申請がなされたものであります。

3件目でございますけれども、こちらも先ほどと同様に5月19日の部会で審議していただきました。瑞浪市日吉町地内における鉱物採取事業に伴う保安林の指定の解除について審議していただきました。この事業地は亜炭を採掘するということで、保安林の指定の解除の申請がなされたものであります。

4件目は、7月29日に開催されました林地部会で審議していただきました。岐阜市大字椿洞地内における土石採取事業に伴う保安林の指定の解除についての審議していただきました。この事業地につきましても、土石を採取するとして、保安林の指定の解除の申請がなされたものであります。

以上の4件の事案につきまして審議をしていただきました結果、「森林法の規定に照らして支障がないものと認める」との答申がなされたところです。

続きまして林地部会への諮問基準に該当しない林地開発許可事案について、林地開発許可状況表によりご説明させていただきます。

7ページ、8ページをご覧くださいと思います。昨年12月から今年の11月まで許可案件は全部で21件ございます。その中で色つきのものが新規事案、特にその中で色が濃いものが林地部会にかけたもの、それ以外の色が薄いものが林地部会にかかっていないもので、全部で21件ございまして新規が5件、それから工期の延長等変更許可事案が16件でございました。その中で特に新規事案について、先ほどご説明いたしましたように林地部会で答申をしましたもの以外に2件ございますけれども、その2件のみ簡単に説明させていただきます。

12番でございますけれども、中部興産株式会社が多治見市地内におきまして約15haにおいて物流センターを造成するものであり、工期は平成19年12月から平成21年2月20日となっております。開発行為にかかる森林面積は約2haとなっております。

もう一つ15番でございますけれども、大畑株式会社が多治見市地内におきまして、約10haの鉱物採取事業を実施するものでございます。工期は今年4月から平成32年3月31日となっております。以上でございます。

【林会長】

ただいま説明のありました報告事項につきまして、ご質問ありませんでしょうか。よろしいですか。皆さん了承ということで進めてきたいと思います。

それでは、その他の事項に入ります。岐阜県長期構想につきまして、説明をお願いします。

【松葉林政課長】

林政課長の松葉でございます。私の方からお手元の資料7でございますが、希望と誇りの持てるふるさと岐阜県を目指してということで、ただいま岐阜県では平成21年度から平成30年度までの10カ年の長期構想を策定中でございまして、この議会でもほぼ最終的に取りまとめが行われたということで議会の方へは説明をさせていただいておりますが、今日のご報告という形で説明させていただきたいと思えます。座って説明させていただきます。

まず長期構想についてですけれども、目次の後に「はじめに」というところが1ページにございますので、少しご覧いただきたいと思います。こちらに長期構想の策定の趣旨というものが書いてございまして、県政の課題を長期的な視点から県として取り組んでいく政策を県民の皆様方にお示しをするということでございまして、21年度から30年度までの10カ年で計画するものでございます。2ページの方に本構想策定の基本姿勢ということがございますが、1番目に現在人口減少時代であるということをつえて、これからの岐阜県づくり、地域づくりをテーマとしていくということで策定をするものでございます。全体を確認するために目次を少しご覧いただきたいと思います。

第1章からずっとありまして、最終的に重点プロジェクトということで第6章までございます。特に林政の関係を中心にご説明させていただきたいと思いますが、第1章では目指すべき将来像というところから始まりまして、第2章では本県を取り巻く環境と課題ということがございます。その第1節の3の中に「農林業・県土」ということで現状分析をさせていただいております。第3章では県政運営の基本方針ということになっておりまして、第4章は行財政改革、そして第5章にこれから県が取り組む政策の方向性というものが書かれておりまして、この中に安心して暮らせるふるさと岐阜県づくりから始まりまして、いくつか書かれておりますけれども、1ページめくっていただきまして「災害に強いまちと県土をつくるために」というところにも林政関係が入っております。また「儲かる農業・林業・畜産業を実現し、持続可能な農山村をつくる」ということも書かれております。この中には林業の所得を上げるためにはどうしたらいいかということも書いてございます。それからまた1ページめくっていただいたところに、美しい自然と環境を守る「清流の国」づくりということがございまして、この中に「森・川・海をつなぐ清流とふるさとの自然を守る」という方向性も示しております。また次のところになりますが、「自然資源等を活用した新たなエネルギーをつくり出し、活用する」というところにバイオマス関係が入っております。そしてエネルギーを普及させるということも書いてあります。

重点プロジェクト第6章でございまして、この部分を説明させていただきたいと思いますが、具体的には重点プロジェクト127ページをご覧ください。128ページにはその一覧が書いてございますが、大きく分けて5つございます。項目としては1から16までございます。特に森林・林業関係につきましては、「ふるさと岐阜県の資源を活かした活力づくり」がございまして、9番目に先ほど部長があいさつの中でも申し上げましたが、「県産材出荷額増大プロジェクト」というものが145ページにございます。そして4つめになりますが、「美しい自然と環境を守る清流の国づくり」ということで「12 美しい緑と清流づくりプロジェクト」が149ページにあります。そして「13 ぎふエコプロジェクト」は、自然エネルギー関係ですが151ページにあります。大きくプロジェクトとしては3つの項目に、森林・林業・木材産業関係が入っております。

145ページをお開きください。これが「9 県産材出荷額増大プロジェクト」でございまして。先ほど部長の方からも言われましたが、魚に例えると頭から尻尾まで木材の全体を使って儲かる林業を展開していくんだということでございます。この項目もそのような視点から整理されておりまして、大きく1から4までございます。まず1つめが安定的な供給体制を構築するために流通改革を行うというものでございます。2つめは林業の生産性を向上させるということで、特に低コスト林業、それから未利用の部分も使っていくということでの生産性の向上。3つめがそれを使っていただくため、木材を使っていくところを伸ばすということです。さらに全体としてこういった展開を担う人づくり、森林・林業の担い手を育成するというストーリーで、重点プロジェクト「県産材出荷額増大プロジェクト」というようにまとめてあります。1つめにつきましてはA材、B材の安定供給、そのための仕組みづくりということで受注・納品体制の構築、いろいろなネットワークづくり、さらに合板工場のような拠点を整備していきます。こういったことが書かれております。さらに2つめの生産性の向上ということですが、先ほど森プロの話も出ましたが、高性能林業機械を導入できるような基盤づくりをしていくということが書いてございます。また利用間伐ということで、今は間伐されても利用されていない材が多いわけですが、とにかく間伐をして伐り捨てるのではなく、搬出して使っていくということで作業等の整備も示しております。3つめの需要拡大ということですが、やはり安定供給と同時に性能をきちんと

表示して理解していただいて質の高いものだけが出て行くというようなシステムを作っていくということと岐阜証明材制度についても単に証明する以上に性能表示をしていく、その基準をつくって、きちんとした基準に則った材を出していく、いわば認証センターのようなものを設置することも書いてございます。さらに建築される方が、より県産材を使って建築していただけるように、県として支援を行っていくということが書いてございます。最後に担い手の育成ということで、いろいろな雇用問題が出てきておりますが林業にできるだけ定着していただけるような研修を行う、窓口も広くとって研修していただいて、できるだけ定着していただくというような研修を行っていくということも書いてございます。これらが県産材出荷額増大プロジェクトでございます。

続いて149ページをご覧ください。儲かる林業ということだけではなく、緑の社会資本と言いますか災害に強い森林づくり、緑のセーフティネットと言いますか、県民の皆さんが安心して豊かに暮らせるような社会環境としての森林づくりというものを進めていくとうことで、「美しい緑と清流づくりプロジェクト」ということでまとめてございます。特に1つめ「ぎふの清流を守り育む県民運動」、県民の皆さんと一緒に森林づくりを進めていくということで、企業の方々あるいは地域の県民の皆さん、そして下流域の皆さん、こういった方々と一体となって組織的にこういった運動を進めていこうということで、真ん中にあります「県域を越えた森・川・海づくりNPO連合体の組織化の支援」ということで同じような気持ちを持っている方々が、一つ連合体のような形で一緒になってこの運動を進めていくということ、今度全国豊かな海づくり大会が岐阜県で開催されますけれども、そういうものを目指して取り組んでいくことが書かれております。2つめ、下の方に森林が持つ多面的、公益的機能の維持・増進させていくということで、間伐あるいは再造林ということに、県としても重点支援として進めていこうということが書いてあります。150ページの上の方には、里山ということにも触れておりまして、新しい里山の形をこれから目指していこうと市町村の皆さんと一緒に展開していきたい。さらにはCO₂の吸収源としての森林、こういうものを企業の皆様のCO₂の排出削減、こういう取り組みと合わせて県としても取り組んでいこうということが書いてあります。

最後に151ページをご覧ください。「13 ぎふエコプロジェクト」ということで、下の方に森林資源のエネルギー活用ということで、「森のエネルギー利用計画」を策定して木材もこういう再生可能なエネルギー資源として活用していこうということでございます。一番下にございますが木質バイオマスエネルギーの分野も岐阜県として積極的に参画して民間の企業の方々と一緒になって進んでいきたいということで取り組もうとしています。県民の皆様方、委員の皆様方に個別に意見を伺ったりして、ほぼまとまってきた段階でございまして、最終的には3月の議会に議案として上程させていただいて、議決を経たうえで、来年度からこの計画、長期構想に取り組むこととしております。説明は以上でございます。

【林会長】

ただいまの説明につきまして、何か質問、ご意見等がございましたらお願いします。

【中原委員】

これに対する意見・質問の前に聞かなくて申し訳なかったのですが、保安林等の開発許可がありますよね。森プロとかいろいろな形で効率的な林業をやるために、作業道等を開設、保安林の開発許可、伐採届もろもろやる。しかしながら根尾の流域というのは谷ごとではなく、エリア全体が明治の始めの頃に砂防指定地に指定された。何をするにしても国土交通省の所管、建設土木の方の許可がないと一切触

れないだとか、その規格に合った、見合った道の開設でないとダメだとかということで、あたかも悪徳業者のごとく林業をみている。僕ら民間からすると県庁内部的に非常に立場の弱い形で、出先のもしくは治山課諸々の方を通して話をしてくれと言っても、「法律上、林野庁の規格よりも国土交通省の方が上なのだからそれに従ってくれないと困る」という明確な回答が来るとのこと。それはそれでいいんだけど、それなりに正しく今岐阜県林業というものが進んでいる方向が、一大組織の藪田の中で僕はできていないような気がする。そうじゃないといろいろな括りの中でリンクしてやっていこうと思っても、2つの省庁に跨る中で、横の連携がないために、一から最初から説明しなくてはならないということに改めていただかなければいけないということが一つ。

それと僕が非常に危惧するのは、あくまでもこの資料を見ると岐阜県林業は先ほどの林政部長の話なんです、セイホクの合板工場の立地で安定的な消費を重ねることによって再生可能となる。それは結構なことだとは思いますが、果たしてそこまでの10万m³を出すために、うんぬんかんぬんという話があるが、岐阜県の中でこれだけのコストを考えながら、見合ったことを考えると非常に厳しい局面が起こってくると思うのですね。どういうことかと言うと、先週末に原油が1バレル、瞬間的だけでも32ドルになったこと。それとロシア材の関税が延長されたこと。それと円高がものすごい勢いで進んだことによって、一つだけ申し上げておくのだけでも2008年度ベースにおける大手7社が5社の合板メーカーは、明らかに国産材70%、50%レベルで国産材を使ってきたのだけでも、わざわざゴタゴタ言う国産材よりも安定した外材を従来のルートで使えるよう、今の段階で契約を見直しています。大手が。そういう形で資源量を確保し始めたということ、それとパルプの値段が、今のような為替、原油の動きのなかで、ニュージーランドから持ってきた方が、根尾からのパルプ1t持ってくるよりも数段安くなる現状を考えるとそっちへシフトし始めるということ。そういうことを考えると、なかなかこの部分はうまくいかないだろうと。いくのか、いかないのかの部分については、これで生業をしている私たちからすると、簡単にはいかないのではないかとすることが一つ。

それと担い手の部分ですけれども、これは何年も前から担い手対策、担い手対策と言われているにも関わらず、具体的な制度はあるが、しかしながらそれが果たしてどのくらい形になったのか、ということに常々思う。

それともう一点。私はこれからの林業は儲かる林業と言うことで、恰も儲かる林業、儲かる林業ということが訴えられているんだけど、僕はあるこの中にいらっしゃる先生から聞いたことがあるのんだけど、補助金がなぜダボダボダボダボ、去年もそうだし今年もそうだし補正を組んだ時に何百億単位で追加されるというのは、30年前は林業従事者のために、その職場を確保するために出た補助金が、今は森林の果たす多面的機能を高レベルで維持するために、いわば森林整備をするために霞ヶ関も何百億単位の補正を組んでくれる。そうすると149ページにある森林の持つ多面的機能の維持・増進、これがこれからのニッポンの林業が果たさなければならない役割であって、その辺のことが小さく出ていることが、何となく方向が違うのではないかと個人的には思います。

それと木を伐って植える、それを循環させる文化というのは我が国は2千年以上古くから持っている、米づくりに次ぐ古い文化なんだけれども、一つだけお願いしたい。前にも言っているのだけれども、伐って更新ということが前にも出たんだけど、誰が更新をするのか。担い手ですよ。じゃあ植えに行く人はいるんですか。その前段、苗木は誰が作るんですか。僕はそういうことがあまりにも知らない中で、きれいに揃えられた書類であって、これは30年前からこうだと思えるのですよ。単発的な制度・政

策をうってきて、それが繋がらないから荒廃林が進んでいると言われていることは事実じゃないかと思っています。だとすれば、その辺のことはどうフォローされているのか。それに対してどう動こうとしているのか。慌てて今やるから何ともならないのであって、そこのところを、もう一度、この構想に載せるのは今さら無理にしても、その辺の大事なコアな部分をわかっておいていただかないと、「伐って、伐って、伐りまくってやればいい」というようなことでは僕は進まないような気がします。以上でございます。

【三島委員】

9番の県産材出荷額増大プロジェクトに関連した話で、先ほどの10万m³のセイホクの話が出てきましたし、いろいろな形で岐阜県の林産物、木材をどう活用していくかという時に、利用する時でも逆にいうと生産する時でもそうなんですけど、もっと県という一つの枠組みに拘らずに、大きい目で考えていかないとうまくいかないのではないかと思います。県の施策ですのでどうしても岐阜県に拘ってしまうのですが、現実に関動しているスタイルというのはそうじゃなくて、もっと大きいスタイルで製材した木材を利用していくこともそうですし、逆にもし岐阜県で利用しようとした時に他県から調達してくるということも出てきますので、やはり大きな目で、または大きな木材の流通・経済の中で起きているものを視野に入れないと、施策としての展開が十分になっていかないことがございますので、先ほど中原さんが言われたことに若干中に含まれていると思いますので、十分そういったことを考慮して考えていただきたいと思います。以上です。

【森林政部次長】

いろいろご意見いただきました。ここで答えられるものについては、答えていきたいと思います。

まず砂防指定地の問題ですが、特に根尾辺りは全面的に砂防指定地になっているのですがいろいろと規制があります。それにつきましては許可をする部局にきちんと申し込んで、最近では例えば洗越しという工法が作業道を作る時にあるのですけれども、それを以前は、砂防は認めていませんでしたけれども、最近では認めてもらえるようになりました。直切りという作業道を作る時のやり方があるのですけれども、それについても認めていただけるようになっております。ということで徐々にではありますけれども、砂防当局も山の大切さ、山の道の作り方について理解していただいて徐々に変わってきております。今後も話し合いを続けて、きちんと山を守りながら道づくり山づくりができるように県の中でも進めていきたいと思っています。

それからこの半年間で、原油や円高の問題等がかなり180度に近いくらい変わっております。国産材を取り巻く環境は大きく変わっておりますけれども、また逆に言えば今後も1年、2年先はどうなるか見えないということでもあります。こういう時代にあって、やはり山の方は安定的に低コストで出すという動きを今後とも続けていく必要があるだろうと。今の流れに右往左往するのではなく、きちんとした目的を持ってやっていく必要があるだろうというように考えております。

それから担い手対策ですけれども、30年も40年も前から担い手対策と言っております。最近の我々の考え方として、漠然と担い手というのではなくて、山のとりまとめをする人、機械に乗る人、それから木を伐る人、そういう形で個々の技術それから仕事の内容に応じてきめ細かくやっているつもりです。これからも現場のニーズに応じた担い手対策をやることによって、研修即実践に間に合うような担い手

対策を今後も続けてまいりたいと思っています。それから補助金、森林の環境の維持・増進という形で出ております。我々としても儲かる林業、それから木材生産というものがあくまで森林を守る、維持・増進するということを前提にしながら木材生産をやっていくということで、伐ったら伐りっぱなしということはまずいことであって、きちんとした伐採方法、きちんとした更新方法というものがあって、それで儲かる仕組みを作っていきたいと思っています。中でも更新について今後どうしていくのかが大きな問題となってきます。今までは保育間伐という時代でしたけれども、利用間伐に差し掛かっております。これからは利用間伐から更新という時代になることは確実です。今後5年程度でかなり更新しなければならない部分も出てくると考えられます。そういう意味でどういう施業をしたら山を守るのか、また更新できるのか、県内の研究機関とも連携しながら、また苗木をどう生産していったらいいのかということも含めまして早急に対応していきたいと思っています。

県産材の利用については、それぞれ森林組合や施業をやられる方々との連携という形で、山側がどのくらい木材を供給できるか、また計画的に出すことによって、需要側が岐阜県のみならず他県との調整を図って出せるのではないかと、そういう意味では早く岐阜県内で安定的に出せる体制、森林組合の方また施業協会の方との協力、しっかりとネットワークを作ることによって、そういうものができるのではないかと考えております。十分な答えとはなりませんが、以上でご質問に対する答えとしたいと思います。

【林会長】

他に委員の方でご意見はございますか。

【石川委員】

森林の再生の問題があるのですが、この中で混交林というか要するに人工林を一方的に活用するだけでなく、水源かん養とか守っていく部分があると思います。この辺のことをもう一度詳しく入れていただいて、ただ保全とかそういうことだけじゃなくて、多目的というか広葉樹もありますので、その辺のことを再生する時には考えていかなければならないと思います。今喫緊の問題として、経済対策というのがありまして住宅に対する減税というものがものすごく出てきています。これは都会的に言えばマンションとかですね、高層の建物と考えていると思うのですが、地方に来ればこれは完全に普通の住宅促進ですね。県産材を多く使っていただくことを考えると、奨励金を出すことも一つの方法なんですが、県産材をたくさん使ったことを証明できれば減税をするとかですね、そういう方法もこの際せっかく政府があれだけの対策をうつわけですから、県産材をたくさん使うものについては、奨励金を出すより安くつくと思うんですね。減税をするという方法を早急に考えて、国と合わせて施策をうつということが大変大事ではないでしょうか。県産材をこの際どんどん使ってもらった家、大工さんは、その分について減税していくというやり方はどうかと。家を建てる人も使う人も考えていって、この際県産材を広く使っていただくという方法も県の施策の中で考えてもらってはどうかと思いますがいかがでしょうか。

【森林政部長】

大変有意義なご意見だと思いますので、今後検討していきたいと思っています。

【林会長】

この審議会は諮問答申だけでなく、こうして議論できることはいいことかと思います。新たな問題についてあれやこれやと話ができますので、また時間をとっていただいて、様々なご意見をいただければ、そういう場をつくっていただければいいかと思います。

【伊藤委員】

最後になりそうですが、森林資源のエネルギーの活用ということで151ページに書いてございますように、木質ペレットの製造施設等の整備に対する支援ということが掲げてあるわけですが、今までの廃棄物の利用ということは、木質系は特にそうですが入り口があっても割と出口が少ない。要するに木質系の廃棄物でもそうですが、適正に処理をなさいということになっているわけですが、処理はしても出口が少ないというのが現状ではないかと思います。木質のペレットまでは今の技術であれば十分にできると思うのですが、これをどう活用するかということがまだ議論されていないと思いますし、その後がどうだということに決定的なものがないと思いますので、その辺をしっかりと作するには作ったが、後はどうしようということになってしまうと意味がないんじゃないかと思っております。原油も安くなってきておりますので、難しいかもしれませんが農業用ハウスの暖房用に使うとか、各工場のエンジンに、あるいは給湯の方にも使うようなことも含めてやらないと、出口が少なくなるんじゃないかと懸念しているところです。

【正村県産材流通課長】

今おっしゃるようにバイオマス利用というのは非常に原油の値段に左右されるわけですが、一方で廃棄物とおっしゃられましたが、私どもが対象としているのは林地残材ということになるかと思えます。廃棄物については、今奪い合いの状況で、非常に求められているということでございます。ここに書いてございますのは重点プロジェクトということで、来年もしくは喫緊に予定されているものを書くということとしておりますが、従来の事業ですと、こんなものを作りたいといったものについては助成してきた経緯がございます。しかし今後こういった事業については、特に川下、出口の部分が確保できているのか、大丈夫なのかということを見据えながら進めるということの方針としていますので、その辺についてもいろいろとご意見賜りたいと思います。

【林会長】

日本の電力、特にこの地域は中部電力です。石炭火力は一つか二つありますけれども非常に発電効率がいいわけで、原油価格の変動を吸収できていると考えられます。自然エネルギー発電では、発電所で電気をためておくという蓄電池はまだ開発されていません。一つ議論すべき問題は、例えば消費税は社会保障と連動させて議論する必要がある。バイオマスエネルギーとか自然エネルギーの利用は電気代と連動させて議論する必要がある。ドイツは自然エネルギーを積極的に開発しております。その代わり電気代は非常に高いですね。日本は、電気代は安いんです。けれども消費者がそれでも負担してでもここに転嫁してもいいよという世論が形成されないといけない。そういうことも含めて電気代の国際比較あるいはCO₂単価に置き換えた時にどうなるのか、私は中部電力の環境対策委員をやっているそう

いうことを提案してデータを出してもらったことがあります。そこをどうクリアーしていくのか、しかし待ったなしにCO₂削減20%は課題としてあるし、CO₂の排出権の国内取引が始まっております。そういう点に電力会社は積極的に取り組んでおります。

【中原委員】

山の再生ということで、私も当事者の一人であるのですが、健全で豊かな森林づくりプロジェクト、森プロと言われているものをやらせていただきました。おかげで地域が、私は山梨市の部分でやらせていただいておりますが、それにまつわる地域に住んでいらっしゃる所有者などから、それにアプローチするために山に道を付けた、素材生産をした、補助金があるおかげで1m³あたり1千円返したとか、いろいろなことから、角度からベネフィットが生まれて理解をされてきたのですね。そんな中で、放っておいてもそうなってくると所有者の方達が、うちの山もそういうようにできないかという、今度団地化したエリア外の方からそういった話をいただいたのですね。それが3人兄弟で合わせて50haくらいあるのですよ。それをずっと調べたら保安林なので、それは結構だと。ところが数年前に保安林整備をやっちゃったんですよ、保安林整備を。そうすると年齢が大体30年から45年くらいで、手を付けていなかったから切り捨て間伐しかないから、それで全て行政サイドの負担でバカ高い単価で森林整備を、切り捨てをやった。30年の木は30年経ったら60年になるし、40年の木は30年経ったら70年になって、今流行している長伐期施業の流れに乗っていけるのだけれども、そういうところにはもう道は引けないというルールがあるんですよ。作業道の開設。これってまさに制度の都合のいい中でのギャップで、ましてや私は前にも言ったんですよ。それをちゃんと説明しないと今、時代の流れでいろいろ機械化した、担い手も成就した、いろいろなシステムを構築して川下も良くなってきた、ところが歩いて1時間もかかるところから材木を出そうと思っても通常の3倍も4倍もコストが掛かってしまうために、儲からない。今やっている制度というのは、森林整備課がやっていることと、治山課がやっている保安林整備と、国からすると予算消化のためにやっていることで、本来あるべき岐阜県の森林再生、条例まで作ったのに、これと相反するということ。どういうことかということと所有者が持っている資産としての価値、価値としての位置づけを保てない状況になってしまうということ。もちろん遠いところ、見捨てないといけなところは保安林整備でバーンとやって後はもう塩漬けにする方法もあるけれども、そうじゃないところはまとめてやることは簡単なんですね。長男の方が親兄弟に話をして、タダで間伐してもらってきれいになるぞ、と確かにきれいになったかもしれない。しかし、いざお金にする時に道が引けない状況にある。これはすごく重要な事実である。具体例として美並の大山持ちの方もこれにだまされたと言って怒っている。ということで今やっていることのギャップが出てしまう。山を知っている人でもそうなるということは、おじいさんから山をもらって都会に住んでサラリーマンをやっている、ましてや保安林になっていると市町村に固定資産税を支払わないからそんなものがあるかどうか分からない。「はいOK」と言ったために、自分の隣の山は道が引けているのに、その時に目先のニンジンに食いついたために、隣の人よりも3倍も4倍も素材生産コストを払ってやるということになる。ある意味私はギャップを感じてしまう。そういったことも十分精査したうえで、林政部自身が一枚岩となってやっていただけることをお願いしたい。さもないとそれぞれの立場で一方通行で、一枚岩にならないと形になってこないと思うんです。あくまでこれは30年、50年先の林業になると思うので、ぜひその辺をよろしく願いしたいと思います。

【林会長】

よろしいでしょうか。そういうことで様々な意見をいただきました。質疑応答これで打ち切りたいと思います。ここで本日の第2回岐阜県森林審議会を閉じさせていただいて、会長としての職も解かせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

【事務局（瀬上林政課技術総括監）】

会長には長時間にわたる議事の進行、誠にありがとうございました。

また、委員の皆様には、貴重なご意見、ご提言をいただき、ありがとうございました。

最後に、渡辺林政部長から一言お礼のことばを申し上げます。

【渡辺林政部長】

皆さんどうもありがとうございました。少し全体的な話をさせていただきます。中原委員もおっしゃいましたが、何でもこんなことが起きたかという、日本中が予算の取り方が縦割りなんです。林野庁でもその課によって、例えばこの課の予算を5%引くなら他の課も5%引く。こういう仕組みがちっとも変わってないんですよ。ですから私も保安林整備の話もよく知っております。例えばミニマムアクセスという諸外国から輸入せざるをえない条約か協定を結んで、米を輸入して、事故米をとんでもない形で運用していましたね。それに対して新聞とかが騒いでいますけれども、やはり国民的な怒りがあるのなら、じゃあその縦割り行政が直っていくかという、地方分権委員会のこの前の答申でも新聞等でもいろいろと報道されていますけれど、これは国民的な監視というか、一人一人が起きていることに対して、我々でも今中原委員がおっしゃったことに対して、国におかしいと言っていくと。皆さんの方もどんどん我々の方へ言っていただくと。

但し、一気に進まないことがあるということだけはご理解いただきたいと思います。これは、どう改善していくかという話ですね。なぜかという、やはりこの行政批判いわゆる消費者であったり生産者の方を向いていないというのは言い過ぎなんですけども、十分配慮していないということなんです。やはり生産者であり、消費者である視点に立って行政をどう変えていくか、我々もいっぱい反省することがあります。国からたらい回して予算消化の一環でやったもの、いっぱいあると思います。補助金も間伐でも無駄を指摘して直っていることもあります。林野庁も全然進んでいないこともないんです。でも課によって全然温度差が違います。人によるんです。今年うまく済んでも、人が変わればすぐぶち切れてします。これは県職員でも市町村職員でもそうです。これはお互いにいい意味での監視というか、キャッチボールというか、いい世論をしていかなくてはいけないと。私も一つだけお願いというか理解していただきたいことがありまして、長期構想の80ページですね、儲かる林業がいいかどうか、テーマ設定がいいかどうか議論があるところです。80ページに儲かる農業・林業・畜産業を実現し、持続可能な農山村をつくとあります。この持続可能な農山村をつくらないと、岐阜県には210万人いて、どんどん減っていくんですけども、じゃあ岐阜市や大垣市、可児市が減っていくか、これはあまり減らない、どこが減るかという農山村です。農山村の雇用の場がなくなったりすると山を守る、土地を守る、農地を守る人がいなくなるんですね。担い手の問題に帰るんです。ですから農山村をいかに雇用の場、働く場、しかも持続可能な社会にしていけることが大きな課題だと思うのです。そういう意味では、セイホ

クのことなかなか難しいことがいっぱいあります。でもこれにもチャレンジしていかななくてはいいし、そのために中山間地あるいは農山村に雇用の方、働く場がキチッと一歩一歩、我々も間違えることもあるでしょうけれども、それは指摘していただきながら、皆さんとコラボレーションしていきたいと思っていますので、今後ともよろしくお願いいたします。

【事務局（瀬上林政課技術総括監）】

これをもって、本日の審議会を終了いたします。ありがとうございました。
います。きょうはどうもありがとうございました。

午後4時00分閉会